

あなたの介護保険料は？

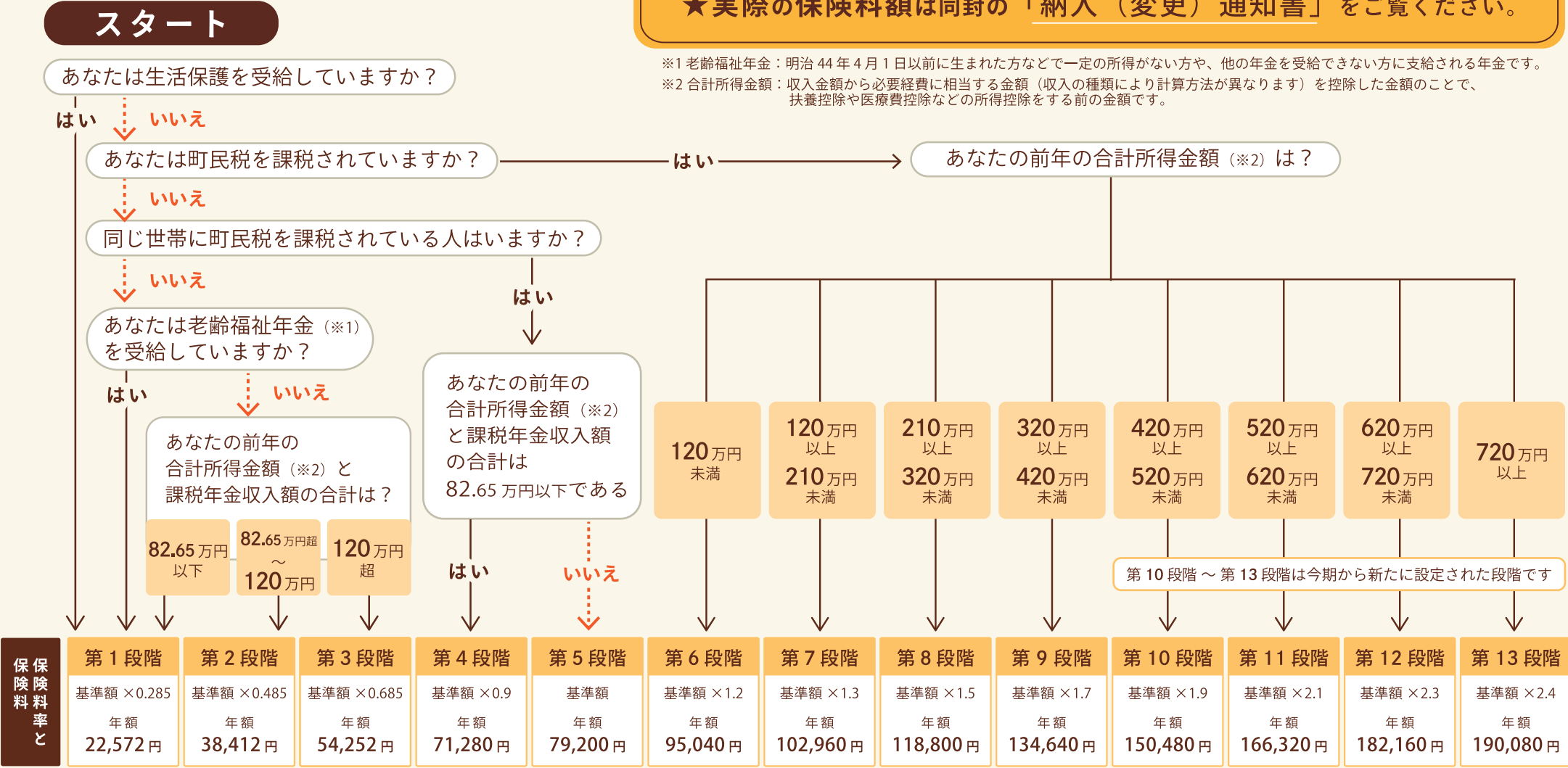
令和6年度～令和8年度納付分

介護保険料は、町で必要とされる介護サービスの費用に応じて基準額が算出され、さらに皆様の所得に応じた負担になるよう段階別に分かれています。
ご自身の保険料（年額）を、フロー図で確認してみましょう。



★実際の保険料額は同封の「納入（変更）通知書」をご覧ください。

※1 老齢福祉年金：明治44年4月1日に生まれた方などで一定の所得がない方や、他の年金を受給できない方に支給される年金です。
※2 合計所得金額：収入金額から必要経費に相当する金額（収入の種類により計算方法が異なります）を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。



Q 収入が少なくても保険料を納めなければならないのですか？

A 介護保険では、法律によりすべての65歳以上の方から介護保険料を納めていただくことになっています。ご理解をお願いいたします。



Q 納付方法は選べないのですか？

A 介護保険料の納付方法は、年金の受給額によって定められているため、個人でお選びいただくことはできません。年金からの天引きが始まるまでの納付書等での納付も含め町からの通知に記載された納付方法で納付をお願いします。

— 問合せ先 —

庄内町保健福祉課 介護保険係

0234-42-0150または0151

（平日8：30～17：15）